

# 公益財団法人 公益法人協会 第46回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成30年6月7日(木) 16時～18時40分
- 2 開催された場所 エッサム神田ホール2号館 8階「スカイルーム」
- 3 理事総数及び定足数  
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名  
(出席) 時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、浦上節子、太田達男、片山正夫、  
亀谷(黒田)かをり(以下「黒田理事」)、鈴木勝治、高宮洋一、田中 皓、  
鶴見和雄、早瀬 昇、堀田 力、山岡義典  
注) 早瀬理事は第4号議案審議中の17時25分に退席、同議案の決議に加わらず。  
(欠席) 岸本幸子、橋本大二郎、福原義春  
(監事出席) 谷村 啓、平川純子

## 5 議 題

### 決議事項(承認事項)

第1号議案「平成29年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「平成29年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに  
財産目録の承認」の件(承認事項)

第3号議案「定時評議員会に提出する役員等候補者名簿の承認」の件(承認事項)

第4号議案「定時評議員会に提出する定款変更案の承認」の件(承認事項)

### 報告事項

- ① 「平成29年度内閣府会計研究会検討結果(案)意見募集への対応」
- ② 「内閣府立入検査」(4/25実施)
- ③ 「新公益法人制度10周年記念シンポジウム」
- ④ 内閣府相談会事業の入札結果
- ⑤ その他報告事項

## 6 議事の経過及びその結果

### (1) 定足数の確認等

冒頭で鶴見常務理事より、理事総数15名中12名が出席、3名は欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認し、続いて、同常務理事から本会議の議事進行について説明があった。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

## ○承認事項

第1号議案「平成29年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「平成29年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書に並びに財産目録の承認」の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。初めに雨宮理事長より第1号議案について、次のとおり事業報告の説明があった。

### [事業報告]

まず環境認識として、平成30年3月31日現在で公益社団・公益財団法人の数は9,530であるが、うち平成27年度新たに認定を受けた法人は90、28年度は88法人と公益認定に係るスピードは明らかに鈍化している。一方で認定取消法人数は18に達し、解散も67件となった。また、非営利セクター関連の動きとしては、本年1月の公益信託法見直しに関する中間試案についての意見募集、同月の休眠預金等活用法の施行と2月のその活用基本方針に関する意見募集、さらには30年度税制改正に当たって公益法人等への資産寄附税制の拡充などがあった。海外に目を転ずると、近く予定されている米朝協議はいうに及ばず、トランプ政権によるアメリカファースト政策、欧州では英国のEU離脱交渉の進展など、世界レベルで社会の分断化が進行、また、日本国内では自然災害が多発、少子化の波は歯止めがかからず人手不足が続くなど、市民社会を取り巻く環境の変化は混乱をもたらしている。このような複雑で深刻な環境の中、先進国によるSDGsなど、多種多様な社会の問題解決に取り組む非営利組織が果たす役割はますます重要なものとなり、公益法人制度改革10年となる30年度には、当公益法人協会への期待も大きくなると考えられる。

平成29年度事業計画における基本方針は次の三点であった。

- (1) 非営利組織のより徹底した自律的で自立した資質の向上により、休眠預金、公益信託、資産寄附など社会から負託される財産の公正で透明性の高い管理運用体制の構築に協力する。
- (2) 社会福祉法人制度改革に対応し、適切な支援体制を整備する。
- (3) 会員へのより質の高いサービス向上をめざし、会員システムの向上、遠隔地相談体制、インターネット利用環境などを整備する。

上記の基本方針に沿い、それぞれ次のような対応を行い、成果を得た。

- (1) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金活用法)の制定とともに、29年3月に発足した、「休眠預金未来構想プラットフォーム」に継続的に参画、また「指定活用団体」の透明性、健全なガバナンス等に関し、意見を答申した。公益信託に関しては、前年度に引続き、当協会役員が法務省法制審議会信託法部会に委員として参画し、公益信託の健全な発展の議論に寄与し、さらに「公益信託法の見直しに関する中間試案」への意見書を提出した。資産寄附については、社会的関心が高まる中、資産寄附税制に関し、積極的な政策提言を実施し、その結果、「公益法人等に現物寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」が制定され、30年度より実現の運びとなった。さらに法人運営の観点より、公益法人の寄附収入拡大に向けた、内閣府主催の「寄附に関するテーマ別セミナー」に協力し、「寄附受入の第一歩」と称した講演を行い、好評を得た。

- (2) 前年度に比し、「会計セミナー」「人事管理・労務セミナー」を中心に社会福祉法人関係のセミナーの充実を図った。これは、平成29年4月の社会福祉法人制度改革により、そのニーズに応えるために行ったものであるが、27年度に開設した、大阪相談室の機能も活用し、地方展開も積極的に行った。また平成27年7月に発刊した「社会福祉法人会計の『基本』」は、当協会の29年度ベストセラーとなり、収益に大いに貢献した。
- (3) 会員の獲得努力にもかかわらず、残念ながら前年度に引続き29年度は、NETでマイナスの結果に終わり、29年度末の会員法人数は1,423法人にとどまった。年度内の退会は56法人であり、財政面を理由に挙げた法人は47%である。ただし退会法人のうち約20%が当協会のサービス未利用、また専門職・専門会社への委託を理由に挙げており、今後これらを分析することにより、会員数はマイナスからプラスに転じる可能性に期待する。
- 続いて、各事業の特筆事項について何点か説明が補足された。

#### [計算書類等]

次に、議長の求めに応じて、鶴見常務理事より第2号議案について別資料を元に次のとおり説明があった。説明によると、平成29年度は経常増減ベースでマイナス130万円、4年ぶりの赤字となった。赤字の主な理由は、対予算ベースで収益は約611万円上回ったものの、費用がそれ以上、約830万円超過したことである。事業収益の牽引役であるセミナー事業を例にとると、収益は上げたものの、主力である会計セミナーの集客はすでにピークに達していると思われること、また、社会福祉法人向けのセミナーは公益法人・一般法人のようなメールによる集客の効果がいまひとつであり、そのために会場費、講師謝金の他に経費として郵送等による通信運搬費がかかり、年間では軽視できない金額となった。事業費以外ではIT機器・システムのメンテナンス代等の予算外の費用や、役員報酬規程の改定による退職慰労金の繰入等の発生が要因である。前執行部から引き継いだばかりのバトンタッチ初年度に赤字を出したことは大変申し訳なく思うが、幸いマイナス幅は小さく、30年度は事業のテコ入れ、一層の経費節減により十分に挽回できると考えている。計算書類の説明に続いて、遊休財産額、公益目的事業比率等についていずれも財務基準をクリアしていることが、数値をもとに報告された。以上であった。

議案説明の後、平川監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号議案及び第2号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

- (雨宮理事長) 資金をどの事業に投入するか、取捨選択が必要な時期に達している。
- (高宮理事) 公益法人協会も変わり目にあつて、何らかの手法が必要だということだろうが、この新たな局面で社会福祉法人のフィールドにどう対応していくのか、考えをお聞きしたい。
- (雨宮理事長) 公益法人と社会福祉法人は制度面では類似しているが、社福を熟知しているわけではないのでまず実態をきちんと知る必要がある。セミナーや書籍は収益

を上げているが、今後どう対応していくのか、詳細は協会内でもまだ迷いがあり検討中である。

(鈴木副理事長) 社会福祉法人の会計セミナーについては集客率も高く、講師を専門の公認会計士・税理士に頼んでいるケースが多い。問題となるのは法人ガバナンスに関するテーマ。三重県、広島県が主催した説明会で講師を務めたが、従来から行政のコントロールが強く、やや手探りの状況にある。当協会の自主開催であれば、真に社会福祉法人に必要なものが分かるので対応を考えたい。また、社福は3つ、4つの事業を行っているところが多く、施設見学をしたこともないので訪問し、行政が関わらない本音のところを法人から聞き出したい。現在進行形と捉えていただきたい。

(高宮監事) 社会福祉法人は広大な世界だと思うし、家族経営的な側面もある。我々が役に立てる部分、方向性に力を入れていくようにして欲しい。

(片山理事) セミナー事業について、現在の事業効率はそれほど良くないという説明だったが、2、3年前の報告ではプロフィットセンター、稼ぎ頭だとの印象を持っていた。

(鶴見常務) ダイレクトメールの一部を、Eメールでなく費用の掛かる紙媒体を郵送で行っており、収益を圧迫している。今後経費の見直しをして効率的にやる方法を出すことにより、ビジネスモデルを確立したい。会計セミナーは長年の経験があり、熟練しているのでプロフィットは出していると思うが、一方で受講者、テーマが一巡した印象をもっている。

(早瀬理事) 公益法人協会としてどこまで切り込むのか。社会福祉法人は、昨年まではガバナンスのことにかかりきりだったが、今は労働者不足の問題が大きい。入所者に対する虐待が報道されるなど問題のある職員もいるが、もともと労働集約型産業であり、外国人を含めて人材を集め、どのように安定して働いてもらうようにするか。今、必死に取り組んでいるところである。

(鈴木副理事長) セミナーの受講料単価も、社会福祉法人には公益法人・一般法人と同様な1万円では高い。実情に応じた対応を考えている。

審議の結果、第1号議案、第2号議案とも、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案「定時評議員会に提出する役員等候補者名簿の承認」の件(承認事項)

雨宮理事長より、理事、監事及び評議員の状況とともに、決議の省略の方法により役員等候補選出委員会が決議した役員等の選出案について、具体的な理由等が説明され、ご異議なければ同選出委員会の候補者名簿として評議員会に提出する旨の議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第4号議案「定時評議員会に提出する定款変更案の承認」の件(承認事項)

鈴木副理事長より、同議案について説明があった。説明によると、当協会の定款第9条第4項では、公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産について「その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するもの」と規定し、寄附金等取扱規程でもそのように定めている。一方、公益認定法第18条では、上記の財産を公益目的事業財産とし、「公益目的事業を行うた

めに使用し、又は処分しなければならない」と規定しつつ、「(寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。)」との除外規定を設けている(同条第1項第1号)。当協会としては、例えば寄附者が当協会に対し、その全額を管理費に充当して欲しい旨の一般寄附金を希望する場合を想定、認定法の条文を活用し、寄附にフレキシブルに応えるため、評議員会に提出する定款変更案につき理事会承認を求めるものである、とのことであった。

同説明に対して、次の質疑応答及び意見があった。

(太田会長) 定款はそうしょっちゅう変えるものではなく、また、現実に公益法人協会への寄附金の50%以上を法人会計に使って欲しいという寄附があったとの話も聞いていない。現行定款では50%以上を公益目的事業に使用するとしているが、そのため何か寄附者の意向に沿えないような事例があったことは過去にない。それに、法人会計の費用は現在三千万円くらい、経常収益の13%くらいで、法人会計への寄附を増やさないと困窮するという事情も全くない。もし、法人会計に寄附の用途を指定すれば、その範囲内でしか使えない。したがって、今のままで不自由はないはずだ。収益事業を行っていない公益法人は会計上、法人会計の設定は必要がないという内閣府FAQまで出ている。インターメディアリとして、寄附を増やしたいという姿勢はもちろん賛成するが、そのためには寄附を増やすための戦略や、そのために必要な規程を検討すればよいことではないか。その上で、もし本当に定款を変更する必要性が生じた時に、改めて提案してはどうか。

(鈴木副理事長) 認定法第18条の規定を定款に書くか、寄附金取扱規程で定めるかは法人の自由である。公益法人協会ではたまたま定款に書いた、ということである。憲法9条ではないし、定款変更を安易にすべきではない、ということとは趣旨が違ふ。純粹にテクニカルなことである。

(太田会長) 当協会では、ひと様から頂戴する寄附金は公益目的事業に使う、ということ定款に謳っている。18条はあくまでデフォルトルールであり、公益法人はベストプラクティスとして少なくとも寄附金の50%以上は公益目的事業に使わせていただくという意思表示をしているのである。

(鈴木副理事長) 法律に定めたものを除く云々は、あくまで法人における取り決めの話である。法人管理費に対する寄附のニーズは潜在的にあると思うが、その前には50%ルールがカーテンのように重くのしかかっている。寄附者はいわば王様である。ニーズのあるなし以前にいろいろなケースを想定し、前提である定款を変更しなければ規程の変更はできない。今の機会がベストかどうかは分からないが。

(太田会長) 実需がないのに考えるということか。最近、資産寄附税制の改正があり運用が柔軟になるなど寄附金をめぐる環境も変わってきた。定款を変える意味が分からない。ワーキンググループを組成して、改めて考えてはどうか。

(雨宮理事長) 昨年、公益法人協会へ一般寄附金を出した際、管理費に100%使って欲しいと思ったが、現行の寄附金規程ではそれはできない。これは感情論かも知れないが、規程を変える際に一緒に定款を変えるのは大変な作業である。

(太田会長) 寄附者によって使途を指定できるのは、当協会の寄附金規程では特別寄附金だけである。そこに寄附をすればよい。

(雨宮理事長) 特別寄附金にしても、公益目的事業に50%以上という使途の制約がかかる。何も、寄附者に対してなるべく法人会計に寄附をしてください、といているわけではない。公益目的事業、法人会計に寄附する割合を、寄附者が指定することを可能にしたいと言っているだけである。

(太田会長) 管理費という概念は旧民法時代と異なり、公益目的事業に関連する人件費や物件費は公益目的事業の事業費として経理することができる。逆に法人会計の費用は機関の運営に係る費用や登記、会計監査、役職員・会員の親睦その他法人維持のために基本的に必要な費用である。寄附者にはそのあたりのことをよく説明すれば、どうしても法人会計に寄付したいというようなことはないのではないか。公益法人協会への支援は、すなわち公益目的事業への支援であると思う。

(早瀬理事) 最初に定款第9条を策定した時は、敢えてそれを入れなかったのか。

(太田会長) 寄附金は、少なくとも50%以上を公益目的事業に使うという姿勢、メッセージを示すため、移行時は定款に入れなかった。

(平川監事) 定款に書かなくとも、認定法の規定は適用できないか。

(鈴木副理事長) 定款の規定を受けて寄附金規程を作っているので、難しいのではないか。

(平川監事) 認定法に規定がある以上、定款に法律どおりに書くことは問題ないのではないか。法律どおりのことが書いてあれば、分かりやすい。

(太田会長) 今の時点で定款変更が必要なのか。現実には不自由ないのであれば、議案の取下げに問題ないのではないか。否決せよ、ということではない。

(堀田理事) 公益法人協会では、公益法人制度を基本的に見直す研究会を開催しているが、寄附金と事業収入をひっくるめて扱っていること自体がおかしい。法人税法の収益事業は、営利企業との市場競合の観点から設置されたが、寄附金の思想はそもそも異なる。公益目的事業に寄附金の何分の一を充てるとか、そうした考えではなく、寄附者の意志に従い、寄附金を大切にに使わせていただくことが重要なはずである。本案は、認定法の基本原則を定款に確認的に書いたままであり、将来のために最低限度必要なところは改定するという、執行部の想いを反映すればよいのではないか。

(浦上理事) 公益法人協会は常々、小さな法人会計の規模でよくやっておられると思っている。公益法人協会自体の運営費に充てて欲しいから、寄附したいという方もおられるのではないか。

(鶴見常務理事) 私は17年間、寄附金を主な財源とする公益財団法人にいた。寄附の間口を狭めていては、寄附金は集まらない。間口をあらかじめ広げておくことはNPOでは一般的であり、当協会も事業収益の拡大には限界があることから、全額を法人会計上の人件費に充てることのできる寄附金は大変ありがたい。

(高宮理事) 定款を変えることは非常に大きなことであると理解しているが、執行部が収支改善のために経営判断し、寄附金のフレキシビリティをもたせたいと思うことは妥当だと思う。

(山岡理事) これから寄附を広げましょう、というメッセージであれば積極的に、明確に打ち出す必要がある。そのことは公益法人協会のためだけではなく公益法人界全体の意識改革になり、良いことであろう。メッセージならばもっと工夫した方がよい。もっと分かりやすく、「寄附者の定めに従って使用する」という一文にしてはどうか。

(太田会長) 本来は、適用除外の規定ではないと思っている。

(平川監事)「寄附をした者の定めにより使用する。ただしその・・・云々」とした方が、思想がより表れるのではないか。

(太田会長) 寄附申込書の雛型には、使途が記載されている。

(平川監事) それは、自由に書き替えられるのではないか。

(雨宮理事長) 執行部としては、そのような規定を入れて法律どおりに寄附金募集をしたいと考えている。

(田中理事) 文言は一括変換できないのか。平川監事の提案で良いのではないか。

(鈴木副理事長) その案でいきたいが、公益目的事業に充てる割合を盛り込むことが法律上必要なので、一括変換はできない。寄附者の指定どおりに、という原則は変わらない。定款変更に必要な機関決議は評議員会の特別決議、総数の三分の二以上であり、規程の改定であれば理事会の普通決議、出席理事の過半数賛成でよい。

(黒田理事) 寄附に関するメッセージを公益法人協会が出すということは意思表示であり、他の公益法人・一般法人のモデルとなることでもあると思う。違う修正案が出てきたとなると賛成する・しないはこの場では決めにくい。承認の時期がずれこむことになるのか。

(平川監事) 現行では、法人会計に寄附したいという方がおられたら、寄附の受入れを断るのか。

(太田会長) 極端に言えば、そのとおりで、よく説明すれば現行規定でも寄附者の意思が実現できることは分かっていただけだと思う。移行時に打ち立てたメッセージを今変更する理由もニーズもないと思う。

(山岡理事) 寄附の使い道は、寄附者が自由に決める、ということは思想の根本にある。

(雨宮理事長) 寄附の自由度を高めたいという希望が、執行部にある。評議員会に提出する文言については改めて練っていくが、定款変更案の規定を「寄附者の意図を尊重する」ことに沿ったものとする方向性についてはご承認いただき、細部については執行部に任せていただくということではいかがだろうか。

審議の結果、原案の修正を理事長に一任することとし、出席理事全員一致で可決した。

(事後報告：執行部はその後、評議員会への原案提出を見送り、機会をみて改めて理事会に諮ることとした。文責・雨宮)

## ○ 報告事項

以下①～⑤の項目につき、担当執行理事より報告があった。

### ①「平成29年度内閣府会計研究会検討結果(案)意見募集への対応」(雨宮理事長)

報告によると、内閣府の会計研究会から4つの項目に係るパブリックコメントが付され、

公益法人協会では税制・会計合同委員会を開催し、近々意見書を提出する予定である、とのことであった。

同報告に対して、次の意見等があった。

(太田会長) 認定委員会事務局の指導しているH表 13 欄の記入方法は問題がある。その改善要望について別途、意見書を出して欲しい。

(田中理事) 会計研究会の責任及び権限がよく分からないが、どうなのか。

(雨宮理事長) 内閣府公益認定等委員会の下に、委嘱を受けた公認会計士等による会計研究会がある、という構図である。

(田中理事) パブコメは本来会計委員会ではなく、公益認定等委員会の名前で出すべきではないだろうか。

(山岡理事) 本来は法的なルールのはずなのに、それを会計ルールで決めるような印象を持っている。

(雨宮理事長) ご意見は、パブリックコメントに対する意見の中に追加したい。

#### ②「内閣府立入検査」(4/25 実施、鈴木副理事長)

配布された『公益法人』6月号写しを参照しつつ、検査とその結果に係る具体的な説明があった。

#### ③「新公益法人制度 10 周年記念シンポジウム」(鈴木副理事長)

助成財団センターとの共催により、本年 12 月 4 日に都内で開催が予定されている、同シンポジウムのプログラム案等につき説明とともに、出席者に参加の要請があった。

同報告に対して、次の質疑応答があった。

(太田会長) それぞれの法律施行日が同じである、NPO 法人と共催するという話もあったが、それは実施しないのか。

(鈴木副理事長) 日本NPOセンター、シーズと協議したが、日本NPOセンターは地方団体との兼ね合いもあり、独自に開催することになった。

#### ④ 内閣府相談会事業の入札結果 (鶴見常務理事)

報告によると、本事業は平成29年度まで8年連続で受託していたが、30年度の入札では競合相手が入札金額を大幅に下げたことから落札を逸した、当協会では事業収支の悪化を懸念しつつ執行理事間にて協議の上、応札価格を決めたが、来年度は奪回したいと考えているとの説明があった。

#### ⑤ その他報告

上記④までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」(出版、Web、国内外連携)が鶴見常務理事、公2「支援・能力開発」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開)が鈴木副理事長及び鶴見常務理事、公3「調査研究・提言」(各種研究会等、提言・要望活動)が雨宮理事長及び鈴木副理事長、「法人管理」(会員、社内システム、団体保険等)が鶴見常務理事であった。

また、当初は27日の定時評議員会後に開催を予定していた臨時理事会が、出席数がそろわず不成立となることから、開催日を日延べするか、又は書面による決議に替えるかの提案がされ、結果、書面決議(定款第50条による決議の省略の方法)を採用することとなった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時40分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成30年6月7日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 平川 純子

